

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年4月24日

【会社名】 株式会社キリン堂ホールディングス(注)1

【英訳名】 KIRINDO HOLDINGS CO., LTD.(注)1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺西 豊彦(注)1

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号(注)1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社キリン堂 常務取締役財務経理部長 熊本 信寿

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

【電話番号】 06(6394)0039(代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社キリン堂 常務取締役財務経理部長 熊本 信寿

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 11,841,847,000円(注)2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注)1. 本届出書提出日現在におきまして、株式会社キリン堂ホールディングスは未設立であり、平成26年8月18日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2. 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社キリン堂の平成26年2月15日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	11,332,206株 (注) 1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。(注) 3, 4

- (注) 1. 株式会社キリン堂の発行済株式総数11,332,206株(平成26年2月15日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる株式会社キリン堂ホールディングス(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成26年3月31日に開催された株式会社キリン堂の取締役会決議(株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議)及び平成26年5月13日開催予定の株式会社キリン堂の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
3. 株式会社キリン堂は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

株式移転の方法によることとします。(注) 1, 2

- (注) 1. 普通株式は、本株式移転により当社が株式会社キリン堂の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における株式会社キリン堂の株主に対し、株式会社キリン堂の普通株式1株に対して1株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、株式会社キリン堂の前事業年度末における株主資本の額(簿価)は11,841,847,000円であり、発行価額の総額のうち1,000,000,000円が資本金に組み入れられます。
2. 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続を行い、平成26年8月18日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。
東京証券取引所への上場申請手続は、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるテクニカル上場(同規程第208条)により上場する予定です。このテクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」(注)2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所市場第一部への上場を予定しております。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 株式移転の目的及び理由

当社グループの属するドラッグストア業界では、お客様の低価格志向・節約志向が継続する中、業種・業態を超えた競争の激化も相まって厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループとして一層の企業価値向上を実現するためには、機動的かつ柔軟な経営判断ができる体制を構築するとともに、グループ各社の採算性と事業責任の明確化を図ることが不可欠です。このため、これまで取り組んでまいりました一連の改革に続くステップとして、本年8月18日を期日として、株式移転により株式会社キリン堂の完全親会社となる「株式会社キリン堂ホールディングス」を設立し、純粋持株会社体制へ移行することといたしました。

移行後は、純粋持株会社である当社が上場会社となり、グループ全体の経営戦略の策定、経営資源の配分及び子会社の業務執行に関する監督機能を担います。また、子会社各社のミッションを明確にするとともに、グループ内事業間のシナジー効果の追求や他社との資本提携や業務提携による事業の再編などによって、グループ全体としての経営効率を高め、グループ外取引の拡大、新たな事業機会の創出などを通じた成長力の強化を図ってまいります。

当社グループは、純粋持株会社体制のもと、グループ全体で一丸となってお客様第一の営業活動を展開し、競争力、収益力の強化による企業価値の向上を目指してまいります。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	株式会社キリン堂ホールディングス (英文名：KIRINDO HOLDINGS CO.,LTD.)		
(2) 所在地	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号		
(3) 代表者及び役員就任予定者	代表取締役	寺西 忠幸	現 株式会社キリン堂 代表取締役会長
	代表取締役	寺西 豊彦	現 株式会社キリン堂 代表取締役社長
	取締役	井村 登	現 株式会社キリン堂 専務取締役
	取締役	熊本 信寿	現 株式会社キリン堂 常務取締役
	取締役	平野 政廣	現 株式会社キリン堂 取締役
	取締役	小川 賢人	現 株式会社キリン堂 取締役
	取締役	小林 剛久	現 株式会社キリン堂 取締役
	監査役	塩飽 利男	現 株式会社キリン堂 常勤監査役
	社外監査役	渡部 一郎	現 株式会社キリン堂 社外監査役
	社外監査役	土谷 昭弘	現 株式会社キリン堂 社外監査役
(4) 主な事業の内容	子会社等の経営管理及びそれに附帯または関連する業務		
(5) 資本金	1,000,000,000円		
(6) 決算期	2月末日		
(7) 純資産	未定		
(8) 総資産	未定		

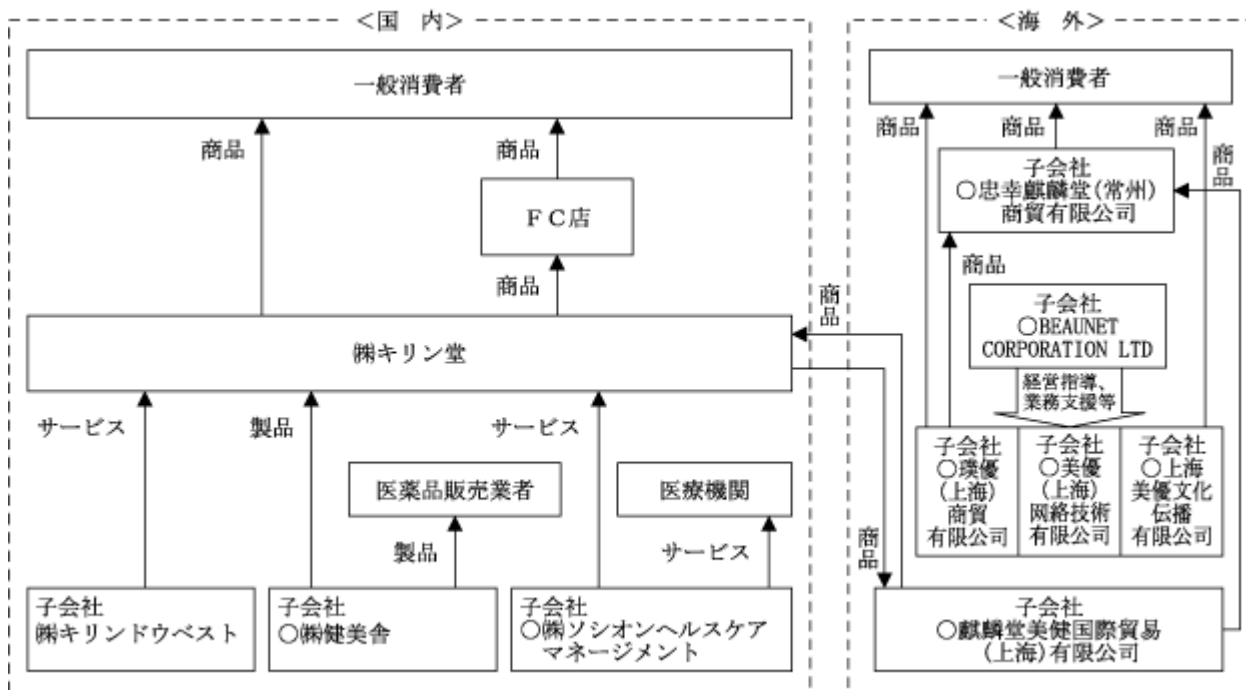
提出会社の企業集団の概要

当社と株式会社キリン堂の状況は、以下のとおりであります。

株式会社キリン堂は、平成26年5月13日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成26年8月18日(予定)を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容					
					役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携等
(連結子会社) 株キリン堂	大阪市 淀川区	3,237	小売事業	100.00	当社 役員	当社 従業員				
					有	未定				

本株式移転に伴う当社設立後、株式会社キリン堂は当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の平成26年2月15日時点の状況は以下のとおりであります。



(注) ○：連結子会社

関係会社の状況

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱健美舎	大阪府吹田市	20百万円	その他	100.00	健康食品・漢方薬等の購入 役員の兼任等・・・・・・・・有
㈱ソシオンヘルスケア マネジメント	東京都千代田区	98百万円	その他	70.04	設備の賃借、役務の提供 役員の兼任等・・・・・・・・有
麒麟堂美健国際貿易(上海) 有限公司	中華人民共和国 上海市	225百万円	その他	100.00	雑貨等の購入及び販売 役員の兼任等・・・・・・・・有
忠幸麒麟堂(常州)商貿 有限公司	中華人民共和国 江蘇省常州市	300百万円	その他	100.00	役員の兼任等・・・・・・・・有
BEAUNET CORPO RATION LTD (注) 2, 3	中華人民共和国 香港	46,369千 香港ドル	その他	33.45 [13.25]	資金の貸付
その他3社	-	-	-	-	-

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 「議決権の所有割合」欄の[外書]は、緊密な者等の所有割合であります。
4. 株式会社キリン堂の議決権の所有割合は、100分の50以下であります。同社グループの支配力基準に基づき総合的に判断した結果、連結子会社としております。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、株式会社キリン堂は当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

役員の兼任関係

当社の取締役及び監査役は、株式会社キリン堂及び当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定であります。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

取引関係

当社の完全子会社である株式会社キリン堂と関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

株式会社キリン堂は、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成26年8月18日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成26年3月31日開催の同社の取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における株式会社キリン堂の株主に対し、その保有する株式会社キリン堂の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成26年5月13日開催予定の株式会社キリン堂の定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、次の「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。)

2. 株式移転計画の内容

株式移転計画書(写)

株式会社キリン堂(以下、「甲」という。)は、単独株式移転の方法により、株式移転設立完全親会社(以下、「乙」という。)を設立するための株式移転を行うにあたり、以下のとおり株式移転計画(以下、「本計画」という。)を作成する。

第1条(株式移転)

本計画の定めるところに従い、甲は、単独株式移転の方法により、乙の成立の日(第6条に定義する。以下同じ。)において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転(以下、「本株式移転」という。)を行うものとする。

第2条(乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は以下のとおりとする。

- (1) 目的 : 乙の目的は、別紙の「株式会社キリン堂ホールディングス定款」第2条記載のとおりとする。
- (2) 商号 : 乙の商号は、「株式会社キリン堂ホールディングス」とし、英文では「KIRINDO HOLDINGS CO.,LTD.」と表示する。
- (3) 本店の所在地 : 乙の本店の所在地は、大阪市とする。
- (4) 発行可能株式総数 : 乙の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「株式会社キリン堂ホールディングス定款」記載のとおりとする。

第3条(乙の設立時取締役及び監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は以下のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 : 取締役 寺西 忠幸
取締役 寺西 豊彦
取締役 井村 登
取締役 熊本 信寿
取締役 平野 政廣
取締役 小川 賢人
取締役 小林 剛久
- (2) 設立時監査役 : 監査役 塩飽 利男
社外監査役 渡部 一郎
社外監査役 土谷 昭弘
- (3) 設立時会計監査人 : 有限責任監査法人トーマツ

第4条(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日における甲の最終の株主名簿に記録された甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株を割当交付する。

第5条(乙の資本金及び準備金等の額)

乙の設立時における資本金及び準備金等の額は以下のとおりとする。

- | | | |
|-------------|---|------------------------------------|
| (1) 資本金の額 | : | 1,000,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | : | 250,000,000円 |
| (3) 利益準備金の額 | : | - 円 |
| (4) 資本剰余金の額 | : | 株主資本変動額から上記(1)の額及び(2)の額の合計額を減じて得た額 |
| (5) 利益剰余金の額 | : | - 円 |

第6条(乙の成立の日)

乙の設立の登記をすべき日(以下、「乙の成立の日」という。)は、平成26年8月18日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第7条(本計画承認株主総会)

甲は、平成26年5月13日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第8条(株式上場、株主名簿管理人)

1. 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。
2. 乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条(本株式移転の条件変更及び中止)

本計画の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、甲の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第10条(本計画の効力の発生)

本計画は、第7条に定める甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等(関係官庁に対する届出の効力発生等を含む。)が得られなかった場合は、その効力を失う。

第11条(規定外条項)

本株式移転計画に定めるものの他、本株式移転に関し必要な事項は、本株式移転の趣旨にしたがって、これを決定するものとする。

平成26年3月31日

甲：大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
株式会社キリン堂
代表取締役社長 寺西 豊彦

株式会社キリン堂ホールディングス 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社キリン堂ホールディングスと称し、英文では、KIRINDO HOLDINGS CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) 薬局、薬店、ドラッグストア経営ならびに医薬品およびジェネリック医薬品の製造、販売および輸出入
- (2) 薬局、ドラッグストアのフランチャイズ加盟店の募集ならびに指導
- (3) ドラッグストアの経営指導ならびにコンサルティング
- (4) 化粧品、医薬部外品、毒物・劇物、化学工業薬品、農業薬品、農業用資材、衛生用品、介護用品、介護用具、日用品雑貨品、家庭用雑貨、育児用品等の研究開発、製造、販売および輸出入
- (5) 医療機器の販売、貸与、修理および輸出入
- (6) 健康食品、美容器具、健康器具等の研究開発、製造、販売および輸出入
- (7) 乳製品、飲料水、果汁、米穀、塩、酒類、煙草、喫煙具、食料品、生鮮食品、加工食品、食品添加物、氷、菓子、調味料等の販売および輸出入
- (8) 書籍の出版ならびに書籍雑誌、文房具、事務用品、染料、陶磁器、美術工芸品、神仏具、生花、造花の販売および輸出入
- (9) ビデオソフト、コンピューターソフトウェア、シーディーロム等のマルチメディア全般の企画、開発、制作、販売、賃貸および輸出入
- (10) 家具、インテリア用品、家庭用電気製品、事務用機器、機械工具、通信用機器、光学機器、ビデオ器具、音響機器、ゲーム機器、度量衡器および浄水機器等の買取、販売および輸出入
- (11) 園芸用品、園芸用薬品ならびに肥料の販売および輸出入
- (12) 切手、印紙、テレホンカードおよび商品券の販売
- (13) 写真現像・焼付、クリーニングならびに宅配便の委託取次業務および旅行業法に基づく旅行業
- (14) スポーツ用品、娯楽用品、レジャー用品、釣具、キャンプ用品、旅行用品、防災用具、自動車用品、自転車用品ならびに玩具の販売および輸出入
- (15) 携帯電話の販売・貸付に関する代理店ならびに電話機のリース・販売
- (16) ペット、ペット用品、ペット用薬品の販売および輸出入ならびに犬、猫の美容院の経営
- (17) 美容室、理容室、エステティックサロンの経営
- (18) 損害保険代理店業務ならびに生命保険募集業務
- (19) インターネット、カタログ等による通信販売業務
- (20) 各種燃料の販売および輸出入
- (21) 給食事業、仕出し弁当等の製造および販売ならびに配食サービス事業
- (22) 清掃請負業
- (23) 店舗宛資材発送業務
- (24) 印刷業務、印刷物製本業務
- (25) 製品加工、組立業務
- (26) 建築物の調査、企画、設計および工事監理
- (27) 宅地建物取引業
- (28) 不動産の賃貸借および管理・運営

- (29)不動産に関する情報提供サービス
- (30)不動産活用に関するコンサルティング業
- (31)不動産の賃貸借契約事務の代行、テナントの誘致(または募集)
- (32)不動産の建築工事仲介業
- (33)住宅、事務所店舗等の内装および外装、看板の企画、設計、施工およびコンサルタント業務
- (34)住宅の建設および住宅リフォームならびにこれらの斡旋
- (35)薬局・薬店の内装工事業
- (36)店舗設備、什器備品の賃貸ならびに販売、斡旋
- (37)有料職業紹介事業
- (38)労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- (39)飲食店の経営
- (40)古物商
- (41)貸金業
- (42)広告代理店業
- (43)託児所の運営業務
- (44)総合リース業
- (45)一般廃棄物、産業廃棄物および医療廃棄物等の収集・運搬および処理に関する業務
- (46)各種イベントの企画立案、制作、運営
- (47)電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網および有償提供
- (48)電気通信事業法による通信事業者の代理店業務
- (49)電気通信事業法に基づく一般第二種電気通信事業
- (50)特定健康診査に関する業務
- (51)特定保健指導に関する業務
- (52)医療経営コンサルタント業務
- (53)医療に関する情報の配信サービス業務
- (54)健康の保持、増進および管理に関するコンサルタント業務
- (55)医療事務に関するコンピューターシステム機器およびソフトウェアの開発、販売ならびに保守業務
- (56)高齢者の介護、介助、健康管理を行う業務
- (57)診療報酬請求事務ならびに調剤薬局の一般事務の受託
- (58)医療機関、在宅患者および施設、在宅要介護人への医療品等輸送・配送業務
- (59)有料老人ホーム事業、ケアハウス事業、高齢者用住宅事業ならびに施設の運営および管理業務
- (60)障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (61)介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (62)介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (63)介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (64)介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (65)介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (66)介護・福祉用品、介護機器の製造・販売・仲介ならびにレンタル業
- (67)医療、薬学、看護および介護に関する教育事業
- (68)前各号に関する事業への投資および融資
- (69)前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

（自己株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

（株主名簿管理人）

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規程）

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（単元未満株式についての権利）

第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第3章 株主総会

（株主総会の招集）

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

（招集権者および議長）

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

（員数）

第18条 当社の取締役は9名以内とする。

（選任方法）

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。

（任期）

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2．当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第26条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（顧問および相談役）

第27条 会社業務の指導および重要事項を諮問するため、取締役会の決議によって顧問および相談役を置くことができる。

（取締役の責任免除）

第28条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2．当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

（員数）

第29条 当社の監査役は4名以内とする。

（選任方法）

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規則）

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（報酬等）

第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第37条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

（選任方法）

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の責任免除）

第40条 当会社は、会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年3月1日より翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月末日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、当社の設立日から平成27年2月末日までとする。

(最初の取締役および監査役の報酬等)

第2条 第26条および第36条の規定にかかわらず、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間における取締役の報酬等は総額150百万円以内、同期間における監査役の報酬等は総額25百万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

4 【組織再編成に係る割当ての内容及び算定根拠】

1. 株式移転比率

	株式会社キリン堂ホールディングス (完全親会社)	株式会社キリン堂 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1. 本株式移転に伴い、株式会社キリン堂の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。
なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

2. 当社が本株式移転により発効する新株式数(予定)：普通株式 11,332,206株

上記新株式は、平成26年2月15日現在における株式会社キリン堂の発行済株式総数から算定した株式数であり、本株式移転の効力発生に先立ち、株式会社キリン堂の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、株式会社キリン堂が保有する自己株式(平成26年2月15日現在1,126株)に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式(同日現在株式会社キリン堂が保有する自己株式の数に対応する普通株式合計1,126株)が割当交付されることとなります。

2. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、株式会社キリン堂単独の株式移転によって持株会社(完全親会社)である当社を設立するものであり、株式移転直前の株式会社キリン堂の株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有する株式会社キリン堂普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記のとおり、本株式移転は株式会社キリン堂単独による株式移転であり、第三者機関による算定は行っておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

株式会社キリン堂の株主が、その有する株式会社キリン堂の普通株式につき、株式会社キリン堂に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年5月13日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社キリン堂に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社キリン堂が上記定時株主総会の決議の日(平成26年5月13日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

株式会社キリン堂の株主による議決権の行使の方法としては、平成26年5月13日開催予定の株式会社キリン堂の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、株式会社キリン堂の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、株式会社キリン堂に提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成26年5月12日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、株式会社キリン堂に上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成26年5月10日までに、株式会社キリン堂に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、株式会社キリン堂は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時における株式会社キリン堂の株主に割り当てられます。

株主は、自己の株式会社キリン堂の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

7 【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、株式会社キリン堂は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容を記載した書面を、株式会社キリン堂の本店において平成26年4月25日よりそれぞれ備え置く予定であります。

の書類は、平成26年3月31日開催の株式会社キリン堂の取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、株式会社キリン堂の平成26年2月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、株式会社キリン堂の営業時間内に株式会社キリン堂の本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続きの方法及び日程

定時株主総会基準日	平成26年2月15日(土)
株式移転計画承認取締役会	平成26年3月31日(月)
株式移転計画承認定時株主総会	平成26年5月13日(火)(予定)
株式会社キリン堂上場廃止日	平成26年8月13日(水)(予定)
持株会社設立登記日(株式移転効力発生日)	平成26年8月18日(月)(予定)
持株会社上場日	平成26年8月18日(月)(予定)

但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

株式会社キリン堂の株主が、その有する株式会社キリン堂の普通株式につき、株式会社キリン堂に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年5月13日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社キリン堂に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社キリン堂が上記定時株主総会の決議の日(平成26年5月13日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である株式会社キリン堂の最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら株式会社キリン堂の連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期 (予定)
決算年月	平成21年 2月	平成22年 2月	平成23年 2月	平成24年 2月	平成25年 2月	平成26年 2月
売上高 (百万円)	106,695	104,964	100,465	102,229	101,761	103,055
経常利益 (百万円)	2,030	1,527	1,537	1,960	2,242	2,282
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	500	443	188	184	882	942
包括利益 (百万円)	-	-	-	195	908	1,020
純資産額 (百万円)	10,960	10,297	10,374	10,326	11,008	11,802
総資産額 (百万円)	42,380	40,813	40,902	41,664	40,960	42,555
1株当たり純資産額 (円)	967.28	908.81	906.32	901.71	962.26	1,030.59
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額() (円)	45.86	39.14	16.63	16.31	77.89	83.21
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	45.73	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	25.9	25.2	25.1	24.5	26.6	27.4
自己資本利益率 (%)	4.8	4.2	1.8	1.8	8.4	8.4
株価収益率 (倍)	10.8	-	25.5	31.8	8.0	7.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,523	3,006	1,620	3,013	1,951	2,917
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,401	879	1,105	1,007	959	830
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	82	1,957	464	976	1,046	1,603
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	4,523	4,693	4,744	5,774	5,724	6,232
従業員数 (ほか、平均 臨時雇用者数) (人)	1,482 (2,334)	1,509 (2,207)	1,494 (2,060)	1,468 (2,032)	1,494 (2,088)	1,567 (2,150)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第52期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第53期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、連結子会社株式会社ソシオンヘルスケアマネージメントの新株予約権残高がありますが、株式会社ソシオンヘルスケアマネージメントは非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 第54期及び第55期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、連結子会社株式会社ソシオンヘルスケアマネージメントが新株予約権を発行しておりますが、株式会社ソシオンヘルスケアマネージメントは非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。なお、同新株予約権の行使期間は平成24年9月12日に終了致しました。

5. 第56期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 第52期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

7. 第56期については、会計監査人の「監査報告書」を受領しておりません。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりであります。

2 【沿革】

平成26年3月31日 株式会社キリン堂の取締役会において、株式会社キリン堂の単独株式移転による持株会社「株式会社キリン堂ホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議。

平成26年5月13日 株式会社キリン堂の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、株式会社キリン堂がその完全子会社となることについて決議（予定）。

平成26年8月18日 株式会社キリン堂が株式移転の方法により当社を設立（予定）。
当社普通株式を東京証券取引所に上場（予定）。

なお、株式会社キリン堂の沿革につきましては、株式会社キリン堂の有価証券報告書（平成25年5月14日提出）をご参照下さい。

3 【事業の内容】

当社は、持株会社として子会社等の経営管理及びそれに附帯または関連する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂及びその関係会社（株式会社キリン堂、株式会社キリン堂の子会社9社（平成26年2月15日現在）により構成）では、ドラッグストア及び保険調剤薬局等における、医薬品、健康食品、化粧品、育児用品及び雑貨等の販売を主たる事業として展開としており、株式会社キリン堂及びその関係会社の位置付け等は次のとおりであります。

< 小売事業 >

当事業においては、ドラッグストア及び保険調剤薬局等において、医薬品、健康食品、化粧品、育児用品及び雑貨等の販売を行っております。

（主な関係会社）株式会社キリン堂

< その他 >

当事業においては、株式会社健美舎が健康食品並びに医薬品等の製造卸売を行うほか、株式会社ソシオンヘルスケアマネジメントが、医療コンサルティング等を行っております。

また、忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司が中国江蘇省でドラッグストア店舗の運営を行うほか、麒麟堂美建国際貿易（上海）有限公司が、主に株式会社キリン堂及び忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司へ商品卸売を行っております。

なお、本年1月に株式会社キリン堂の子会社となりました香港を本社とする持株会社BEAUNET CORPORATION LTDは、その子会社において中国国内で貿易業務及び化粧品・美容雑貨・食品等の卸売及び小売を行っております。

（主な関係会社）株式会社健美舎、株式会社ソシオンヘルスケアマネジメント、麒麟堂美建国際貿易（上海）有限公司、忠幸麒麟堂（常州）商貿有限公司、BEAUNET CORPORATION LTD、璞優（上海）商貿有限公司、美優（上海）網絡技術有限公司、上海美優文化傳播有限公司

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の平成26年2月15日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

(平成26年2月15日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
小売事業	1,463(2,143)
その他	104 (7)
合計	1,567(2,150)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社キリン堂においては、U A ゼンセンキリン堂労働組合と称し、本社に同組合本部が置かれ、上部団体であるU A ゼンセンに加盟しております。

なお、労使関係は良好に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)及び四半期報告書(平成25年6月27日、平成25年9月26日及び平成25年12月26日提出)をご参照下さい。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)及び四半期報告書(平成25年6月27日、平成25年9月26日及び平成25年12月26日提出)をご参照下さい。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)及び四半期報告書(平成25年6月27日、平成25年9月26日及び平成25年12月26日提出)をご参照下さい。

4 【事業等のリスク】

当社は、本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転により株式会社キリン堂の完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在における株式会社キリン堂の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることを想定されます。株式会社キリン堂の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において株式会社キリン堂が判断したものであります。

(1) 法的規制について

「薬事法」等による規制について

当社グループは「薬事法」上の医薬品等の販売をするにあたり、その内容により、各都道府県の許可・登録・指定・免許及び届出を必要としており、医薬品販売業許可、薬局開設許可及び保険薬局指定等の許可を受けて営業しております。

平成21年6月の改正薬事法施行に伴い、医薬品の販売について規制緩和が進んでおります。一般用医薬品がリスクの程度に応じて3つのグループに分類され、このうちリスクの程度が低い2つのグループについては、登録販売者の資格を有する者でも販売が可能となりました。これにより、医薬品における異業種からの参入障壁が低くなっております。今後、このような販売自由化が進展した場合、その動向によっては、当社グループの収益に影響を与える可能性があります。

さらに、食品の一部、たばこ、酒類等の販売については、食品衛生法等それぞれ関係法令に基づき、所轄官公庁の許可・免許・登録等を必要としており、法令等の改正により当社グループの収益に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの調剤売上高は、健康保険法に定められた薬価基準に基づく「薬剤に係る収入」と、同法に定められた調剤報酬点数に基づく「調剤技術に係る収入」から成り立っております。「薬剤に係る収入」は、厚生労働大臣の決定をもって薬価基準としてその販売価格が定められており、「調剤技術に係る収入」の料金体系も同様に定められております。

今後、これらの医療制度に係る法改正がなされ、薬価基準や調剤報酬の点数等の変更があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

出店に関する規制について

当社グループは、事業展開の軸として店舗網の拡大を図っておりますが、店舗の新規出店及び既存店舗の増床に際して「大規模小売店舗立地法」（以下、「大店立地法」という）により、規制を受けております。

すなわち、売場面積が1,000㎡超の店舗については、政令指定都市の市長または都道府県知事への届出が義務づけられており、交通渋滞、ごみ処理、騒音など出店に伴う地域の生活環境への配慮が審査事項となります。また、「大店立地法」と同時に成立した「改正都市計画法」においては、自治体の裁量で出店制限地域が設定されるなど、今後の新規出店及び既存店舗の増床について法的規制が存在しております。さらに「大店立地法」の規制外の店舗であっても、地元自治体等との交渉の動向によっては、出店近隣住民等との調整を図ることが必要となる可能性があります。

このため、上述の法的規制等により、今後の出店に際し「大店立地法」または各自治体の規制を受ける可能性があり、計画どおりの新規出店及び既存店舗の増床等ができない場合には、今後の当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 店舗政策について

当社グループは、関西大商勢圏における地域シェア及び認知度向上を重視したドミナント戦略を推進しており、今後もその拡大・強化を図っていく方針であります。

当社グループが新規出店する場合には、敷金及び保証金や賃借料等の出店条件、商圈人口等を総合的に勘案し、個別店舗の採算を重視しております。従いまして、当社グループの出店条件に合致する物件がなければ、出店予定数を変更することが必要となるため、当社グループの業績見通しに影響を及ぼす可能性があります。

また、健全な利益計画を実現するための不採算店の閉鎖、減損会計の適用に伴い、特別損失が発生する場合には、当社グループの業績見通しに影響を及ぼす可能性があります。

(3) 出店にかかる敷金及び保証金等について

当社グループは、関西大商勢圏における地域シェア及び認知度向上を重視したドミナント戦略を推進しており、今後もその拡大・強化を図っていく方針であります。現在のところ、店舗賃借のための敷金及び保証金並びに建設協力金は、店舗数の増加に伴いその金額が増加しております。

今後、当社グループの店舗が入居するディベロッパー等が倒産し、敷金及び保証金並びに建設協力金の回収が不能となった場合、その規模によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 資格者の確保について

医薬品販売業務や調剤業務は、薬事法により、販売する医薬品の分類に基づき、薬剤師または登録販売者の配置が義務づけられているほか、薬剤師法により調剤業務は薬剤師でない者が行ってはならないとされております。

これら有資格者の確保は、業界全体において重要な課題とされておりますが、当社グループにおきましても、店舗数の拡大や調剤薬局の併設増に際しては、これら有資格者の確保が重要であり、確保の状況が出店計画に影響を及ぼす可能性があります。また、薬剤師が確保された場合においても、人件費の高騰が続いた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報の管理について

当社グループは、ポイントカードシステムの運用に伴う顧客情報を含め、個人情報取扱事業者として店舗及び調剤業務で取り扱う顧客及び患者情報を共有するほか、従業員に関する個人情報を保有しております。

当社グループとしては、情報管理については、社内規程を定めるなど十分注意して漏洩防止に努めておりますが、万一個人情報が漏洩した場合、社会的信用の失墜や訴訟の提起による損害賠償、「個人情報の保護に関する法律」に基づく行政処分等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 調剤業務について

当社グループにおいては、調剤専門薬局及び調剤併設店舗があり、薬剤師の調剤技術や薬剤知識の向上について積極的に取り組んでおります。また、調剤ミスを防止すべく複数体制等の導入により、万全の管理体制のもと、細心の注意を払い調剤をしており、かつ、調剤全店において「薬局賠償責任保険」に加入しております。

しかしながら、調剤薬の欠陥・調剤ミス等が発生し、将来訴訟を受けるようなことがあった場合、当社グループの社会的信用の失墜や多額の損害賠償金額の支払い等により、業績にも影響を及ぼす可能性があります。

(7) P B (プライベート・ブランド)商品について

当社グループでは、P B商品の開発を行っております。開発にあたっては、品質の管理チェック、商品の外装、パッケージ、販促物等の表示・表現の適正さについて、各種関係法規・安全性・社会的貢献性・責任問題等多角的な視点から、表示・表現の適正化を行っております。

しかしながら、当社グループのP B商品に起因する事件・事故等が発生した場合、当社グループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 災害等について

当社グループの展開地域において、地震・台風等の自然災害が発生し、当社グループの店舗及びその他の施設に物理的な損害が生じた場合、ならびに取引先や仕入・流通ネットワークに影響を及ぼす何らかの事故等が発生した場合も同様に、当社グループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 海外事業について

当社グループは中国にて事業を展開しておりますが、相手国の政治情勢・経済環境・法律や政策等の変化が生じた場合及び海外取引や海外事業に伴う物流、品質管理、課税等に問題が発生した場合、当社グループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) その他の事項について

M & A等の投資について

当社グループは、当社の事業目的に沿ったM & Aも重要な経営課題のひとつとして位置づけております。

M & Aを行う際は、その対象企業の財務内容や契約関係等について、詳細なデューデリジェンスを行うことによって極力リスクの低減に努めておりますが、M & Aを行った後に、偶発債務や未認識債務が発生する場合等が考えられます。買収時に発生するのれん等は、その効果の発現する期間にわたって償却する必要があります。また、業績が大幅に悪化し、将来の期間にわたって損失が発生する状態が続くと予想される場合には、減損処理を行う必要が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

財務制限条項について

当社の完全子会社となる株式会社キリン堂は、設備資金を確保するとともに、資金調達の機動性及び安定性を高めることを目的に、取引銀行9行と貸出コミットメントライン契約を締結しており、これらには純資産の減少及び経常損失の計上に関する財務制限条項が付されております。万一、同社の業績が悪化し、制限条項に抵触した場合には、当該契約による借入金の返済を求められる結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)及び四半期報告書(平成25年6月27日、平成25年9月26日及び平成25年12月26日提出)をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)」に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照下さい。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)及び四半期報告書(平成25年6月27日、平成25年9月26日及び平成25年12月26日提出)をご参照下さい。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)及び四半期報告書(平成25年6月27日、平成25年9月26日及び平成25年12月26日提出)をご参照下さい。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)をご参照下さい。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)をご参照下さい。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)をご参照下さい。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成26年8月18日時点の当社の状況は、以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,332,206	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	11,332,206	-	-

(注) 株式会社キリン堂の発行済株式総数11,332,206株(平成26年2月15日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は増減することがあります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成26年8月18日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年8月18日	11,332,206	11,332,206	1,000	1,000	250	250

(注) 株式会社キリン堂の発行済株式総数11,332,206株(平成26年2月15日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は増減することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の平成26年2月15日現在の所有者別状況は、次のとおりであります。

(平成26年2月15日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	22	25	60	43	-	4,241	4,391	-
所有株式数(単元)	-	10,240	1,496	23,799	3,967	-	73,789	113,291	3,106
所有株式数の割合(%)	-	9.04	1.32	21.00	3.50	-	65.14	100.00	-

(注) 当社の完全子会社となる株式会社キリン堂は、平成26年2月15日現在自己株式を1,126株保有しておりますが、このうち1,100株(11単元)は「個人その他」の欄に、26株は「単元未満株式の状況」の欄にそれぞれ含めて記載しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の平成26年2月15日現在の発行済株式についての議決権の状況は、次のとおりであります。

(平成26年2月15日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,328,000	113,280	-
単元未満株式	普通株式 3,106	-	-
発行済株式総数	11,332,206	-	-
総株主の議決権	-	113,280	-

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成26年8月18日時点において、当社の自己株式を保有いたしません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の平成26年2月15日現在の自己株式については、次のとおりであります。

(平成26年2月15日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株キリン堂	大阪市淀川区宮原 四丁目5番36号	1,100	-	1,100	0.00
計		1,100	-	1,100	0.00

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけ、継続的・安定的な配当を行うとともに、将来の事業展開に備えて内部留保の充実に努めることを基本方針とする予定であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、これらの剰余金の配当の決定機関は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めるものとする予定であります。

内部留保資金につきましては、業容の拡大と収益性の向上を図るため、新規店舗の建設や既存店舗の増改築の設備投資資金、今後増加が見込まれるM&Aなどに充当する方針とする予定であります。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の株価の推移は、次のとおりであります。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	平成22年2月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月
最高(円)	566	445	565	720	790
最低(円)	386	367	315	490	610

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2. 最近5年間の事業年度別最高・最低株価は、3月1日から2月末日までの間の最高・最低を表示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年9月	10月	11月	12月	平成26年1月	2月
最高(円)	672	660	705	690	741	700
最低(円)	631	630	635	651	679	630

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2. 最近6箇月間の月別最高・最低株価は、平成25年9月1日から平成26年2月28日までの暦月によっております。

5 【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、次のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する(株)キリン堂の株式数 (2) 割当てられる当社の株式数
代表取締役		寺西忠幸	昭和4年3月1日生	昭和30年5月 キリン堂薬局を開業 昭和33年3月 (株)キリン堂設立 代表取締役社長 平成15年9月 同社代表取締役会長 平成21年5月 同社代表取締役会長兼社長 平成22年5月 (株)ニッショードラッグ代表取締役 平成24年5月 (株)キリン堂代表取締役会長(現任) 平成24年9月 忠幸麒麟堂(常州)商貿有限公司董事長(現任) 平成25年3月 麒麟堂美健国際貿易(上海)有限公司 董事長(現任)	(注)1	(1) 554,070株 (2) 554,070株
代表取締役		寺西豊彦	昭和32年11月5日生	昭和57年3月 (株)キリン堂入社 昭和60年5月 同社取締役 平成2年9月 同社常務取締役 営業システム部長 平成4年9月 同社常務取締役 ドラッグストア事業部長 平成6年2月 同社常務取締役 商品部長 平成8年11月 同社常務取締役 人事総務部長 平成10年7月 同社常務取締役 ドラッグ運営部担当兼商品部担当 平成11年7月 同社代表取締役副社長 ドラッグ運営部担当兼商品部担当 平成13年3月 同社代表取締役副社長 運営部統括兼商品部担当 平成15年9月 同社代表取締役社長 平成18年10月 (株)ジェイドラッグ代表取締役社長 平成18年12月 (株)ニッショードラッグ代表取締役 平成21年5月 (株)キリン堂取締役副社長 平成21年10月 同社取締役 平成23年5月 同社取締役 新規事業担当 平成23年6月 同社常務取締役 国内営業担当兼新規事業担当 平成24年2月 同社常務取締役 営業本部長 平成24年5月 同社代表取締役社長(現任)	(注)1	(1) 674,320株 (2) 674,320株
取締役		井村登	昭和32年8月24日生	昭和56年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)入行 平成4年4月 (株)キリン堂入社 平成12年9月 同社経営企画部次長 平成13年3月 同社経営統括室長 平成13年5月 同社取締役 経営統括室長 平成17年5月 同社常務取締役 経営統括室長 平成18年9月 同社常務取締役 事業戦略室長 平成21年6月 同社専務取締役 平成24年2月 同社専務取締役 経営統轄本部長 平成24年6月 同社専務取締役(現任)	(注)1	(1) 13,000株 (2) 13,000株
取締役		熊本信寿	昭和34年7月31日生	平成2年9月 森田ポンプ(株)(現(株)モリタ)入社 平成11年11月 (株)キリン堂入社 平成13年4月 同社管理部次長 平成15年5月 同社取締役 管理部長 平成16年4月 同社取締役 財務経理部長 平成21年6月 同社常務取締役 財務経理部長(現任)	(注)1	(1) 5,500株 (2) 5,500株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する(株)キリン堂の株式数 (2) 割当てられる当社の株式数
取締役		平野 政 廣	昭和40年2月25日生	平成5年1月 (株)キリン堂入社 平成13年3月 同社商品部次長 平成14年8月 同社商品部長 平成20年5月 同社社長付特命プロジェクト担当部長 平成21年5月 同社取締役 社長付特命プロジェクト担当部長 平成21年6月 同社取締役 経営企画室長 平成22年9月 同社取締役 海外事業担当 平成23年1月 麒麟堂美健国際貿易(上海)有限公司 総経理(現任) 平成24年2月 (株)キリン堂取締役 海外事業部長(現任) 平成25年11月 忠幸麒麟堂(常州)商貿有限公司 総経理(現任)	(注)1	(1) 5,900株 (2) 5,900株
取締役		小川 賢 人	昭和29年2月28日生	昭和52年4月 (株)太陽神戸銀行(株)三井住友銀行) 入行 昭和57年6月 (株)セルフ大和入社 平成5年6月 同社代表取締役社長 平成21年3月 (株)キリン堂入社 平成22年1月 同社人事教育部長 平成25年5月 同社取締役 人事教育部長兼総務部担当(現任)	(注)1	(1) 1,300株 (2) 1,300株
取締役		小林 剛 久	昭和42年8月23日生	平成4年11月 (株)キリン堂入社 平成12年12月 同社電算室長 平成16年4月 同社情報システム部長 平成22年5月 同社業務システム改革プロジェクト部長 平成22年9月 同社経営企画室長 平成25年5月 同社取締役 経営企画室長兼情報システム部・物流部担当(現任)	(注)1	(1) 5,600株 (2) 5,600株
監査役		塩 飽 利 男	昭和18年6月19日生	昭和37年4月 伊丹郵便局入局 昭和48年11月 (株)キリン堂入社 昭和62年5月 同社取締役 業務経理部長 平成2年3月 同社取締役 総務部長 平成4年8月 同社取締役 経理部長 平成8年5月 同社取締役 管理部長 平成10年7月 同社取締役 管理部長兼人事総務部担当 平成11年4月 同社取締役 管理部長 平成15年5月 同社常勤監査役(現任)	(注)2	(1) 46,290株 (2) 46,290株
監査役		渡 部 一 郎	昭和28年2月15日生	昭和59年4月 大阪地方検察庁検事 昭和60年4月 大分地方検察庁検事 昭和62年4月 大阪地方検察庁検事 平成元年4月 奈良地方検察庁検事 平成3年3月 検察官退官 平成3年5月 大阪弁護士会に弁護士登録 平成5年4月 弁護士開業(現任) 平成10年5月 (株)キリン堂監査役(現任)	(注)2	(1) 株 (2) 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する株 キリン堂の 株式数 (2) 割当てられ る当社の株 式数
監査役		土谷 昭弘	昭和16年11月26日生	昭和36年4月 大阪国税局入局 平成10年7月 草津税務署長 平成12年7月 大阪国税局退官 平成12年8月 税理士事務所開業(現任) 平成15年5月 株キリン堂監査役(現任)	(注) 2	(1) 株 (2) 株

- (注) 1. 取締役の任期は、当社の設立日である平成26年8月18日から平成27年2月期に係る定時株主総会の終結の時
までであります。
2. 監査役の任期は、当社の設立日である平成26年8月18日から平成30年2月期に係る定時株主総会の終結の時
までであります。
3. 代表取締役 寺西豊彦は、代表取締役 寺西忠幸の長男であります。
4. 監査役 渡部一郎及び土谷昭弘は、社外監査役であります。
5. 所有する当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の株式数には、役員持株会における各自の持分を含めて
おりません。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るために、経営判断の迅速化及び経営チェック機能の充実を目指すとともに、株主をはじめとする全てのステークホルダーから信頼される経営の構築に努めております。このため、コーポレート・ガバナンスの充実を最も重要な経営課題のひとつと認識しております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ．会社の機関の基本的説明

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する予定であります。

ロ．内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会が決議し、これに基づき社内体制の整備を行う予定であります。

また、当社は内部統制部門として、社長の直轄組織の内部統制室を設置し、内部統制体制のモニタリングを実施し、事業活動の適切性・効率性を確保する予定であります。

さらに、当該部署では、監査役、グループコンプライアンス委員会・グループリスク管理委員会とも適宜連携を取り、内部統制システムの構築・改善に努めてまいる予定であります。

ハ．内部監査及び監査役監査の状況

（内部監査）

当社は内部監査部門として、社長の直轄組織の内部監査室を設置し、当社及びグループ各社の所管業務が法令、定款及び社内諸規定等に従い適正かつ有効な運用がなされているか計画的に監査を行うとともに、不正過誤を防止し、業務の改善、能率の向上に努めてまいる予定であります。

さらに、内部監査上必要のある時は、内部監査室は社長の承認を得て、他部署より臨時の内部監査担当者を選任することにより、監査の実効性の確保を図ってまいる予定であります。

また、監査役、会計監査人並びに内部統制室とも適宜連携を取り、監査を実施する予定であります。

（監査役監査）

監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会などの重要会議に出席し、取締役の職務執行の状況を客観的な立場から監査・監督を実施し、経営監視機能の充実を図るほか、取締役に対して適法経営の視点で適宜意見の表明を行い、その結果を監査役会に報告することにより、内部統制の実効性を担保する予定であります。

さらに、監査役は、内部監査室の監査報告における記載事項を確認し、必要に応じて報告を求めるなどして、緊密な連携を保つよう努めるほか、会計監査を担当する監査法人から監査計画の説明及び監査報告を受けるとともに、往査時における立会いなどを通じて適宜情報交換を図ることにより相互間の連携強化を図ってまいる予定であります。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、当社のリスク管理を体系的に定めるグループリスク管理規程のもと、取締役会選定によるリスク管理責任者（当社リスク管理担当取締役）と、当社及びグループ各社の責任者で構成するグループリスク管理委員会を設置し、リスク管理活動、教育・研修等を行うことにより、リスク管理体制の充実・強化に努めてまいる予定であります。

なお、監査役及び内部統制室長も当委員会に出席する予定であります。

役員報酬等

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとする予定であります(但し、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、総額金150百万円以内とし、監査役の報酬等の額は、総額金25百万円以内とする旨を定款で定める予定であります。但し、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとする予定であります。)

取締役の定数

当社の取締役は9名以内とすることを定款で定める予定であります。取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、並びに取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款で定める予定であります。

監査役の定数

当社の監査役は4名以内とすることを定款で定める予定であります。監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定であります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款で定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

イ．自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定める予定であります。

ロ．剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって支払うことができる旨を定款で定める予定であります。

ハ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定める予定であります。

その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため未定であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は有限責任監査法人トーマツに委嘱する予定であります。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため未定であります。

【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため未定であります。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社麒麟堂の経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成25年5月14日提出)及び四半期報告書(平成25年6月27日、平成25年9月26日及び平成25年12月26日提出)をご参照下さい。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおり予定しております。

事業年度	3月1日から2月末日まで(但し、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成27年2月末日までとする予定です。)
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。但し、自己その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 (公告掲載URL未定)
株主に対する特典	該当はありません。

(注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

2. 特別口座に記載されている単元未満株式の買取りについては、三井住友信託銀行株式会社の全国本支店にて取り扱います。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(第55期) (自平成24年2月16日至平成25年2月15日) 平成25年5月14日近畿財務局長に提出。

【四半期報告書】

事業年度(第56期第1四半期) (自平成25年2月16日至平成25年5月15日) 平成25年6月27日近畿財務局長に提出。

事業年度(第56期第2四半期) (自平成25年5月16日至平成25年8月15日) 平成25年9月26日近畿財務局長に提出。

事業年度(第56期第3四半期) (自平成25年8月16日至平成25年11月15日) 平成25年12月26日近畿財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年4月25日)までに、以下の臨時報告書を提出。

平成25年5月15日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年11月22日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年1月27日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年2月3日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年3月31日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3(株式移転の方法による持株会社の設立)の規定に基づく臨時報告書であります。

【臨時報告書の訂正報告書】

平成26年4月11日近畿財務局長に提出

平成26年3月31日の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の平成26年2月15日現在の株主の状況は以下のとおりです。

(平成26年2月15日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
康有(株)	大阪府吹田市山田西3-22-22	1,789	15.78
キリン堂協栄会持株会	大阪市淀川区宮原4-5-36	1,159	10.23
寺西 俊幸	大阪府吹田市	690	6.08
寺西 豊彦	大阪府吹田市	674	5.95
キリン堂従業員持株会	大阪市淀川区宮原4-5-36	608	5.37
寺西 忠幸	大阪府吹田市	554	4.88
寺西 貞枝	大阪府吹田市	543	4.79
日本マスタートラスト 信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	195	1.72
日本トラスティ・ サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	161	1.42
金子 由起子	東京都江東区	137	1.21
計	-	6,514	57.48

(注) 1. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 195千株

日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 161千株

2. 事業年度(第56期)(自平成25年2月16日至平成26年2月15日)において、康有株式会社、キリン堂協栄会持株会が新たに主要株主となっております。

3. アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社から提出された平成22年1月7日付大量保有報告書の変更報告書に基づき、平成21年12月31日現在で以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂として平成26年2月15日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
アクサ・インベストメント・ マネージャーズ(株)	東京都港区白金1-17-3	325	2.87

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成26年8月18日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成26年8月18日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。